

福島県病院局障がい者活躍推進計画

令和7年4月1日策定

機関名	福島県病院局
任命権者	福島県病院事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
福島県病院局における障害者雇用に関する課題	福島県病院局においては、令和6年6月1日時点で法定雇用率を下回っており、令和7年4月の除外率の引き下げ、令和8年7月の法定雇用率の引き上げも踏まえ、障がい者雇用の更なる推進に努め、法定雇用率を早期に達成する必要がある。 このため、障がい者の採用に積極的に取り組むとともに、障がいの程度や態様も異なる職員が、様々な場面でより一層活躍できるよう、更なる体制整備や、各種取組に向けたハード面、ソフト面の検討を進めていく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.07%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○令和元年9月6日に、障害者雇用推進者として病院局長を選任した。 ○令和2年12月28日に、「福島県病院局障がい者雇用推進チーム」を設置し、福島県病院局障がい者活躍推進計画に関する調査検討等を行うこととしている。 ○就労支援機関等から助言を得ながら必要に応じた支援を検討・実施する。
(2)人材面	○必要に応じて「障がい者雇用推進チーム」の職員等に厚生労働省障害者雇用対策課又は福島労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者を有する職員や今後採用する職員の障がいの特性を理解し、職員の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、各所属においてアンケートや職員面談等を通じて、業務の適切なマッチングができているか点検を行うとともに、新たな職務の選定及び創出についても検討し、必要に応じて事務分掌の見直しや所属内再配置を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○採用前において、受験時及び採用後の要配慮事項について確認し、必要に応じて就学支援機関等から助言を得ながら合理的配慮の措置を検討

		討するほか、採用後においては、「障がい情報共有シート」により、所属職員との相互理解を深め、合理的配慮の内容を検討する。 ○定期的に面談その他の適切な方法を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がいを有する職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○業務補助等に従事する職員（会計年度チャレンジ任用職員等）の募集を行うなど、障がいの特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障がいを有する職員の積極的な採用に努める。 ○試験採用・募集に当たっては、以下の取扱いとする。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定しない。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れをしない。
	(3) 働き方	○時差出勤や早出遅出勤務制度等の柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○体調や病状等に応じて、時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○任期付職員、任期付短時間勤務職員、会計年度チャレンジ任用職員等について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。 ○会計年度チャレンジ任用職員について、1年ごとの任期満了前（任期の最終年度である3年度目は任期満了の6ヶ月前から随時）までに、職務経験の総括的な振り返りを行う（必要に応じ外部の支援機関も交え、面談を実施したり書面を作成したりする）ことにより、任期満了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。 ○実務研修、向上研修等の教育訓練を実施するなど、障がいを有する職員の意欲や希望等に沿った支援に努めるとともに、職員自身が自らの能力向上や新たな職域の開拓に取り組むことを促す。
	(5) その他の人事管理	○「障がい情報共有シート」の提出に伴う面談や、その他の定期的な面談の機会を通じて、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

※ 本計画における用語の使用に関して、原則「障がい者」を使用するが、法令等で規定のあるものについては「障害者」を使用する。